

宜野座中学校PTA会則

第1章 総則

【名称及び事務所】

第1条 本会は、宜野座中学校PTAと称し、事務所を宜野座中学校内に置く。

【目的】

第2条 本会は、父母と教師が協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、教育の振興をめざし、会員相互の学習やその他必要な活動を行い、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) よりよい父母、教師になるための研修。
- (2) 生徒の教育並びに福祉の増進及び健全育成に関すること。
- (3) 生徒を取り巻く生活環境、教育環境の整備・浄化に関すること。
- (4) 会員相互の親睦に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業。

【運営方針】

第4条 本会は、生徒の健全な成長を図ることを主たる事業とする社会的団体として、次の方針に従って運営する。

- (1) 会員の総意によって、民主的に運営し、特定の政党や宗派の活動や、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (2) 青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力連携する。

第2章 会員

【種別】

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 宜野座中学校に在籍する生徒の親、またはこれに変わるもの。(P会員)
- (2) 宜野座中学校に勤務する職員。(T会員)
- (3) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者で、運営委員会が適当と認めた者。(賛助会員)

第6条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を負う。

【会費】

第7条 本会の会員には、次に定める会費を納めなければならない。

(1) 第5条に定める会員の会費は、1人当たり、年額5,500円とする。但し、特別の事情がある者は、運営委員会に諮り減免することができる。

第3章 役員

【種別及び選任】

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名(男女各1名)、参与1名(校長)、事務局長1名(教頭)、会計1名、監事2名
- (2) 会長、副会長は総会で選出する。
- (3) 参与は校長、事務局長は教頭をもって充てる。
- (4) 会計は会長が委嘱し、評議委員会の承認を得る。
- (5) 監事は、各区の区長が当たる。

【任期】

第9条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

【職務】

- 第10条 会長は本会を代表し、会議を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 事務局長は会長の命を受け、経理事務を行う。
 - 4 会計は会長の命を受け、会計事務処理を行う。
 - 5 監事は、毎年1回以上会計事務の監査をし、総会に報告する。
 - 6 参与は、本会活動のすべてにわたり意見を述べ、指導助言をすることができる。

【報酬等】

- 第11条 役員には報酬等を与えることができる。

第4章 組織

【種別】

- 第12条 会活動を円滑に遂行するために、本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 各部会（専門部会、学級PTA、地域部会等）

【構成】

- 第13条 総会は、第5条の会員をもって構成する。
- 2 評議委員会は、会長、副会長、参与、事務局長、会計、各専門部長、学級PTA会長、地域支部長、T代表議員をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、会長、副会長、参与、事務局長、会計、各専門部長、T代表議員、学年PTA会長をもって構成する。

【権能】

- 第14条 総会は、最高の決議機関で毎年5月末日迄に開催する。但し、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会では、次の事項について議決する。

- (1) 役員選出に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 会則の改廃に関する事。
- (5) その他、本会の運営に関する事。

- 3 総会の議長は、会員の中より選出する。

- 第15条 評議委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が必要と認めたとき、開催することができる。

- 2 評議委員会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会から委任された事項。
- (2) 予算の補正に関する事。
- (3) 細則の制定及び改廃に関する事。
- (4) 重要事項及び緊急事項の処理。

- 3 前項において議決した事項のうち、必要な事項については、次期総会で報告しなければならない。

- 第16条 運営委員会は、執行の調整及び実施機関で次のことを行う。

- (1) 総会、評議委員会で議決された事項の処理。
- (2) 総会、評議委員会で議決すべき議案等の審議及び準備。
- (3) 各部からの提案事項の調整。
- (4) その他、本会の企画運営、連絡調整に関する事。

【各種部会】

第17条 本会に専門部を設置する。

- (1) 各会員はいずれかの専門部に所属する。
- (2) 各部に部長，副部長を置く。部長は1名，副部長は各小学校区からそれぞれ1名を運営委員会で選任し，総会において報告する。
- (3) 部長の任期は1年、副部長の任期も1年とする。但し、再任は妨げない。

2 専門部の名称と任務は次の通りとする。

(1) 総務部

- (イ) 本会の企画運営及び連絡調整に関する事。
- (ロ) 予算，決算に関する事。
- (ハ) 総会，評議委員会，運営委員会に関する事。
- (ニ) 研修，学習発表会等に関する事。
- (ホ) 家庭教育学級に関する事。
- (ヘ) その他，他の部会に属しない事項。

(2) 文化部

- (イ) P T A新聞の編集発行及び広報活動に関する事。

(3) 生活指導部

- (イ) 生活環境の調査，浄化，指導等に関する事。
- (ロ) 生徒の健全育成に関する事。

(4) 保健体育部

- (イ) 安全通学や危険防止等，健康安全に関する事。
- (ロ) 会員相互の親睦及び保健活動に関する事。

(5) 環境整備部

- (イ) 教育環境の調査研究及び整備に関する事。
- (ロ) P T Aの奉仕活動に関する事。

(6) 家庭教育部

- (イ) 家庭教育の研修に関する事。
- (ロ) 総務主催の家庭教育学級への協力に関する事。

3 本会に学級P T A委員会を設置する。

(1) 各学級P T A委員会に正副会長を置く。

(2) 正副会長は，担任教師，参与，事務局長が合議して選任し，任期は1年とする。

(3) 任務は次の通りとする。

- (イ) 学級P T Aの活動促進及び連絡調整に関する事。
- (ロ) P T A専門部の総務部に所属し，総務部と学年P T A・学級P T Aとの連絡調整と活動促進に関する事。
- (ハ) その他，学級P T Aに必要な事項。

4 本会に各区ごとに地域支援部を置く。

(1) 各支部には，支部長を置く。

(2) 支部長は，運営委員会で選任し，任期は1年とする。

(3) 任務は次の通りとする。

- (イ) 地域会員のP T A活動の意識高揚に関する事。
- (ロ) 連絡調整に関する事。
- (ハ) 地域における青少年の育成，指導に関する事。

【定足数】

第18条 総会は，構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。但し，都合により出席できない会員は，委任をもって出席にかえ，定足数に加算するものとする。

【議決】

第19条

(1) 会議の議決は，出席者の過半数の同意をもって可決し，可否同数のときは，議長

の決するところによる。

- (2) 緊急の事態が生じた場合は、運営委員会での決議をそのまま総会の決議として決することができる。その開催の判断は、PTA 3 役（会長 1・副会長・参与 1・事務局長 1・会計 1）の決議をもって行う。また決議した内容は、PTA 全会員に通知する。

第 5 章 会計簿

【経費】

第20条 本会の経費は、会費、各区の援助費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

【会計年度】

第21条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

【諸帳簿】

第22条 本会に備えるべき帳簿は次の通りとする。

- (1) 会計簿
- (2) 会員名簿
- (3) 会則
- (4) 評議委員名簿
- (5) 運営委員名簿
- (6) 備品台帳
- (7) 記録簿
- (8) 文書綴り
- (9) その他、必要な帳簿

第 6 章 雑則

【委任】

第23条 本会則の実施に関し必要な事項は、運営委員会で定める。

【教育活動補助費】

第 24 条

- (1) 本経費は、寄付金、その他の収入を持って充てる。
- (2) 本経費の、支出は学校に一任する。但し、学校の教育活動補助に関する支出に限る。
- (3) 会計報告については、毎年度ごとに、収支報告をまとめ、PTA 総会において報告する。

【差引残金の運用】

第 25 条 会計年度内に生じた差引残金は以下のように運用する。

- (1) 差引残金は次年度の予算に繰り越さない。
- (2) 差引残金は PTA 派遣費積立金に組み入れる。(提案)→生徒育成費(案)に組み入れる。
- (3) PTA 予算の執行が厳しい場合は、PTA 会長が運営委員会の承認を得て運用することができる。

【付則】

- 1 この会則は、昭和62年 5 月に改正し、4 月 1 日より実施する。
- 2 この会則の改正前に為された事項は、この会則に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この会則は、平成 5 年 5 月に改正し、4 月 1 日より実施する。
- 4 この会則は、平成12年 5 月 26 日に改正し、4 月 1 日より実施する。
- 5 この会則は、平成14年 5 月 15 日に改正し、同年 5 月 15 日より実施する。
- 6 この会則は、平成 22 年 5 月 14 日に改正し、同年 5 月 14 日より実施する。
- 7 この会則は、平成 28 年 5 月 20 日に改正し、同年 5 月 20 日より実施する。
- 8 この会則は、平成 29 年 5 月 19 日に改正・追記し、同年 5 月 19 日より実施する。
- 9 この会則は、平成 30 年 5 月 18 日に改正・追記し、同年 5 月 18 日より実施する。
- 10 この会則は、令和 3 年 6 月 1 日に改正・追記し、同年 6 月 1 日より実施する。